

道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

第一 道路法施行令の一部改正

一 国土交通大臣が改築又は修繕に関する工事を行うことができる都道府県道又は市町村道を構成する施設又は工作物は、トンネル、橋その他国土交通大臣が定める施設又は工作物とすること。

(第一条の六関係)

二 道路法第十七条第六項の場合における同条第七項の規定による同法の適用についての読替えの方法を定めるものとする。

(第一条の七関係)

三 国土交通大臣が都道府県道又は市町村道を構成する施設又は工作物の改築又は修繕に関する工事を行うおうとする場合においては、あらかじめ、当該道路の路線名、工事の区間、工事の種類及び開始の日を告示しなければならないこと。

(第二条関係)

四 国土交通大臣が道路法第二十七条第三項の規定により道路管理者に代わって行う権限は、道路法施行令第四条第一項第一号に掲げるもの等のうち、国土交通大臣が道路管理者と協議して定めるものとする。

(第四条の三関係)

五 国土交通大臣が維持修繕協定の締結等の道路管理者の権限を代行する場合における意見聴取等の手続について定めるものとする事。 (第六条関係)

六 国土交通大臣が都道府県道又は市町村道を構成する施設又は工作物の改築又は修繕に関する工事を行う場合における都道府県又は市町村が国庫に納付する負担金の額を定めるものとする事。

(第二十一条関係)

七 国土交通大臣が都道府県道又は市町村道を構成する施設又は工作物の改築又は修繕に関する工事を行う場合においては、当該都道府県道又は市町村道を管理する都道府県又は市町村に対して、施設等改築都道府県等負担額等を通知しなければならないものとする事。 (第二十三条関係)

八 施設等改築都道府県等負担額等に関する規定の指定市が都道府県道の管理を行う場合等についての準用について定めるものとする事。 (第二十六条関係)

九 道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、次のとおりとするほか、国土交通省令で定めるものとする事。

1 道路の構造等を勘案して、適切な時期に、道路の巡視を行い、及び清掃、除草、除雪その他の道路

の機能を維持するために必要な措置を講ずること。

2 道路の点検は、トンネル、橋その他の道路を構成する施設若しくは工作物又は道路の附属物について、道路構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により行うこと。

3 前号の点検その他の方法により道路の損傷、腐食等を把握したときは、道路の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずること。
(第三十五条の二関係)

十 国土交通大臣の権限のうち、施設等改築負担基本額等を通知することは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任しないものとする事。
(第三十九条関係)

十一 その他所要の改正を行うものとする事。

第二 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令の一部改正

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第四条第一項に規定する国の貸付金及び国の貸付けに係る都道府県等の貸付金に関する貸付けの条件の基準は、貸付金の償還期間が二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内であり、かつ、その償還が均等半年賦償還の方法によるものであること等とする事。
(第四条関係)

第三 附則

一 この政令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年九月二日）から施行するものとする。

（附則第一条関係）

二 その他所要の改正を行うものとする。